

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月 23 日作成

平成 29 年 4 月 14 日改訂

はじめに（学校の方針について）

本校では、開校以来、宗教（仏教）的情操をもとに豊かな心を養うことを教育目標の柱に位置づけ、「一切衆生悉有仏性、相互礼拝、相互扶助」の精神を心の教育の根幹に据え、「互いが尊敬し、拝み合う」ということができる、知性豊かで明るく誠実な人間の育成に努めてきた。そういう意味からも、いじめは決して看過できない行為であると考えます。

そもそも、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童生徒一人ひとりに「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取り組みを進めることにより、学校生活の中で、児童生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

また、より実効性の高い取り組みを実施するために、必要に応じて基本方針を見直し、その内容は公表するものとする。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体になり、常に連携を図りながら継続的な取り組みを行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対し、本校児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、児童生徒本人が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめは目に見えにくいものであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの様態は多種多様なものであるため、「些細なこと」「その場限りのこと」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。
- いじめは複雑化、深刻化すると、児童生徒の生命に関わるものである。

2 いじめの防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。この組織は常にいじめ防止等の事項を点検し、年間指導計画やアンケートの見直し、さらには組織の機能強化を図るものとする。

いじめ防止対策委員会〈小学部〉

校長・教頭・生活安全主任・学年主任・人権教育担当教員・養護教員等

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の校内外の専門家の参加を招請する。

いじめ防止対策委員会〈中・高等部〉

校長・校長代理・教頭・生活部主任・学年主任・人権部主任・養護教員等

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の校内外の専門家の参加を招請する。

(2) いじめ防止等に係る年間指導計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間指導計画を別に定める。

年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。この年間指導計画は常に点検し、必要に応じて見直しを図る。

3 いじめの問題への取り組み

(1) 未然防止

いじめ防止のためには、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努める必要がある。また、すべての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、いじめを許さないという「社会的リテラシー」を培う教育体制を整えることも重要となる。このような認識を共通的なものとし、教職員が真摯に子どもと向き合う姿勢・体制づくりを構築することを目指す。

○主な取り組み

- ・教職員の指導力向上に必要な研修の実施
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・子どもの道徳性と自尊感情を高める取り組みの充実
- ・ソーシャルスキルトレーニング、アクティブラーニングの実践
- ・情報モラル教育の推進

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ問題への取り組みの前提であり、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多い。また、いじめはいじめる側といじめられる側が入れ替わることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

○主な取り組み

- ・スクリーニング（アセスなど）の実施
- ・教職員の資質能力向上に必要な研修の実施
- ・定期的な個人面談や保護者を交えた三者面談の実施（年3回以上）
- ・定期的なアンケート調査の実施（年3回）
- ・いじめを訴えやすい教育相談体制の整備
- ・相談窓口の周知

子どもの人権110	0120-007-110
チャイルドライン	0120-99-7777
24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）	0570-0-78310
あすなろダイヤル（奈良県教育委員会）	0744-34-5560
ヤング・いじめ110番（奈良県警察本部）	0742-22-0110
子どもの悩みごと110番（奈良県弁護士会）	0742-23-3788

(3) 早期対応・再発防止

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。特に、被害児童生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童生徒に対しても教育的配慮のもと毅然とした態度で接する。被害加害を問わず、いじめの背景や抱えている課題等を究明し、保護者等との連携を密にして必要な指導・支援を行う。

対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関との連携の下で取り組むものとする。

○主な取り組み

- ・指導、支援の方針の決定と教職員の役割分担
- ・スクールカウンセラーや外部の専門機関等の活用
- ・「個人別生活カード」等による記録と教職員間の共通理解

- ・ いじめの関係児童生徒への継続的な指導と支援
- ・ 転学する場合、その支援と転学先との連携したケアの継続

4 重大事態への対応

児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに学校法人および奈良県知事（奈良県地域振興部教育振興課）に報告を行う。その際設置されたいじめ対策委員会（非常設）は、早急に調査を行い、解決にあたる。ただし、調査の際、因果関係の特定を急ぐよりも、客観的な事実関係を把握することに努めるとともに、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。

また、調査結果は学校法人および奈良県知事（県地域振興部教育振興課）に報告を行い、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しても必要な情報を提供する責任を負う。

なお、事態によっては、県知事が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

この学校いじめ防止基本方針は、国や奈良県の基本方針等を参考にするとともに、これまでのいじめ防止等の取り組みを振り返り、P D C Aサイクルによって更に実効性の高いものにするべく、必要な見直しを行う。